

第 4 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第4回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年8月21日（水）午後1時25分～午後3時05分

2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1・2-2

3 出席委員 （農業委員8名）（農地利用最適化推進委員15名）

1：池澤 弘子	2：住本 昌彦
3：岸本 富生	4：住本 浩也
5：稲田 保	6：山田 英俊
7：中尾 正美	8：服部 正代
9：大谷 敏行	10：田中 勝
11：藤原 三男	12：井上 勝秀
13：藤原 一男	14：井上 秀隆
15：増田 種正	16：林 茂雄
17：大島 育雄	18：片山 嘉彦
19：横山 和行	20：西山 彰彦
21：中村 富昭	22：松尾 信行
23：永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員0名）（農地利用最適化推進委員0名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第20号 非農地証明願に対する認可について
議案第21号 小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告事項

報告1 各種証明書の交付
報告2 農地法第4条第6項第1号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出の受理

報告 3 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の
規定による届出の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

梅雨明けが先月 21 日ありましたが、それ以降、良い天気が続いて、一昨日からようやく雨が降ってくれました。一昨日と昨日の 2 日間で、約 40 ミリ程度の雨が降っています。これでようやく畑の野菜が元気してくると思っております。

1 ヶ月も良い天気が続きますと、夏野菜では私が作っている野菜ではスイカが一番に枯れました。それからトマトが弱り、夏野菜は本当に水が無いとだめだと思っております。

今年の夏は本当に暑い夏でございまして、1 週間ほど前のニュースで、西脇市で日本一の最高気温を記録した 39.5 度、それが 2 日連続日本一だったようです。小野市に近い所で日本一が出るということは、小野市も暑かったのかなと思っております。

これから一雨ごとに秋が近づいてくるのかと思っております。

本日第 4 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条の許可申請に対する進達、第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見などの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 4 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

- 議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号1番 池澤弘子委員、
3番 岸本富生委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第17号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

- 事務局(藤原) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第17号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 議案第17号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条
関係でございます。
該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。
なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

- 議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

- 番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせて
ご覧ください。

申請人：譲受人 榊町○○ ○○ ○○、譲渡人 榊町○○ ○○ ○
○ 申請地：所在地 榊町○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、
摘要として、贈与による所有権移転であります。

申請地は○○○○さんの家の前の土地で、譲渡人の○○○○さんから借
りて何年も前から耕作をされています。今回、贈与により所有権移転をさ
れて耕作が続けられます。8月11日に現地確認しましたが、畑として利
用されております。きれいに管理をされておりますので、よろしくご審議

のほどお願いします。

○議長 1 番について、説明は終わりました。1 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2 番について説明いたします。

参考資料の、3 ページから4 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市加古川町○○○○ ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 市場町○○ ○○ ○○、申請地：
所在地 市場町○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、市場町○○
○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、市場町○○○○○ 地目田 面積
○○㎡ 自作地、合計3 筆、合計面積○○○○㎡、摘要として、贈与による
所有権移転であります。

譲渡人の○○○○○さんは○○歳くらいで、夫婦でお住まいされていますが、子どもたちは市外に出られていて、田んぼをする意思はありません。

そこで、今年の2 月ごろから、農業委員会の事務局に来られまして、土地を引き取ってもらえるように相談がありました。

そのような中で、譲受人との話がまとまり、今回の申請となりました。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2 番について、説明は終わりました。2 番についてご質問、ご意見はございませんか。

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第17号 農地法第3条関係では、申請件数2件、うち許可件数2件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第18号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の3ページをお願いします。

議案第18号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年8月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、4ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第18号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：王子町○○ ○○ ○、申請地：所在地 敷地町○○○○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、地目変更、一般住宅木造平屋
建 ○○○○㎡、第3種農地となっております。

申請人が、一般住宅を建築するために申請するものであります。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、一部が事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思ひます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。必要書類は提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長 続いて、2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2 番について説明いたします。
参考資料の、7 ページ、8 ページをあわせてご覧ください。
申請人：曾根町○ ○○ ○○、申請地：所在地 敷地町○○○○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、地目変更、露天駐車場（普通車 7 台、軽自動車 5 台、第 3 種農地となっております。
当該地は、近接する飲食店の駐車場が非常に狭く、来客用の露天駐車場が必要であるため、今回の申請となっております。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2 番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が道路、南側が宅地、北側が水路となっております。
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思ひます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 18 号 農地法第 4 条関係では、申請件数 2 件、うち進達件数 2 件により審議は終了いたしました。

(農地法第 5 条関係)

○議長 次に、議案第 19 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 19 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和 6 年 8 月 21 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6 ページの 1 件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 19 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第 5 条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1 番について説明いたします。
参考資料の、9 ページ、10 ページをあわせてご覧ください。

1 番

申請人：譲受人 広島市西区〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇、譲渡人 大島町〇〇 〇〇
〇〇、申請地：所在地 大島町〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自
作地、摘要として、売買による所有権移転、太陽光発電設備 590w×144
枚 84.96kw、第2種農地となっております。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、太陽光発電設備を設置する業者で、譲渡人の〇〇〇〇さんは大島町東のお住まいで、高齢のため田んぼを売りたいということで話がまとまったようです。

本日の現地調査立会では、仲介人をされておられる「〇〇〇」の担当が来られており、現地説明をされております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番　〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が雑種地、西側が田、南側が水路、北側が雑種地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思います。

○事務局　ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長　１番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員
仲介された「〇〇〇」の担当はどんな方ですか。

〇〇番 〇番〇〇委員
〇〇市で、太陽光発電設備の仲介をされている会社と聞いております。
〇〇市・〇〇市の担当をされているとお聞きしております。

○議長　ほかにご質問、ご意見はありますか。
(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようですので、1 番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 19 号 農地法第 5 条関係では、申請件数 1 件、うち進達件数 1 件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第 20 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 20 号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和 6 年 8 月 21 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8 ページの 2 件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 20 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、11 ページ、12 ページをあわせてご覧ください。

申請人：下来住町○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 下来住町○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成○○年頃に宅地の一部となってしまったようです。

登記地目と現況が一致しない状況でありますので、非農地証明願を提出されました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が雑種地、西側が宅地、南側が宅地、北側が水路となっております。
従いまして、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については認可すること、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2 番について説明いたします。
参考資料の、1 3 ページ、1 4 ページをあわせてご覧ください。
申請人：日吉町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 日吉町○○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和○○年ごろに、宅地の一部となってしまっています。
登記地目と現況が一致しない状況でありますので、非農地証明願を提出されました。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2 番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が田、西側が田、南側が田、北側が宅地となっております。
従いまして、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 2 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については認可することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 20 号 非農地証明願に対する認可について、申請件数 2 件、うち認可件数 2 件により審議は終了しました。

○議長 ここで、14 時まで休憩といたします。

(小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について)

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第 21 号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。
(産業創造課職員あいさつ)

○議長 次に、議案第 21 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の 9 ページをお願いします。

議案第 21 号

小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について意見を求める。

令和 6 年 8 月 21 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

10 ページをお願いします。市長部局より、令和 6 年 8 月 8 日付けで、意見を求められています。事前に資料として、「農用地利用計画の変更申請」、「農用地区域からの除外する土地 11 件」分をお送りしています。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第21号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

全体で11件ありますので、2件ごとの説明、審議とし、関連のある案件の申請番号6、7の部分のみ3件の説明で審議を進めたいと思います。

それでは、1番2番について、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課（以下、「産業」で表示）

お手元の資料、農用地区域からの除外に係る検討について、申請番号1番をご確認ください。

申請者は、〇〇町自治会長 〇〇 〇〇

申請地は、〇〇町〇〇〇〇の一部、〇〇㎡のうち〇〇㎡を使用貸借による利用となっております。

利用目的は、〇〇町墓地露天駐車場（13台分）

〇〇町の〇〇中学校の南側で、墓地との間となっております。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

当該墓地には〇〇町内の約20世帯の墓地があり、墓地内は世帯ごとに区画されている。江戸時代から利用されており、1,000体以上の御骨が埋まっている。

所有者の多くは〇〇町内の方々であり、週末には所有世帯の6割ほどが、草刈機や掃除道具を車に積んで訪れている。

現状、駐車場が整備されていないため、来場者は墓地前道路に路上駐車している状況である。

これに対し、道路向かい側の河合中学校から苦情が出ている状況であるため、必要性・緊急性の高いものである。

土地に必要な条件として、

- ・墓地から半径300m以内に近接していること
- ・普通自動車を13台駐車し、安全に通行・転回できるスペースがあること

以上の条件下で、農用地区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

北側に道があり、西側及び南側には墓地の用地が接している。申請地の4辺のうち3辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものでないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から48年経過している。

県営ほ場整備事業（三井堰地区）

工事完了公告：昭和50年8月12日

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画実策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込み確認済みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

法の対象外であること確認済みです。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

次に、申請番号2番です。

申請者は、〇〇 〇〇

申請地は、新部町字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇㎡、自己所有地となっております。

利用目的は、農家住宅用地

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出人は、現住所（王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇）に夫（〇〇歳）と子（〇歳）と居住している。現在、新部町内で約〇〇〇㎡を耕作しており、将来的には叔父である〇〇〇〇（新部町・〇〇歳）が現在耕作している約〇〇〇〇㎡の農地についても後継人として耕作する予定である。また、新部町内に住む両親も高齢となり、父である〇〇〇〇（〇歳）、妻〇〇（〇歳）が耕作する〇〇〇〇㎡も耕作する予定である。

子供の成長に伴い、現在居住しているマンションでは手狭になること、両親の介護などが必要になること、4ヘクタールを超える面積の農業経営のために、耕作地である新部町内にて永く農業を続けるために、自己の住宅を早急に建築する必要がある。

土地に必要な条件

- ・必要面積〇〇㎡
- ・実家（新部町）の集落隣接に位置し、実家に近接していること。
- ・小学校・中学校に、徒歩又は自転車により通学できる距離に位置していること。
- ・接道条件が良く、電気の引き込み、上下水道の接続が容易にできること。

以上の条件下で、農用地区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

また、市街化区域内に自己及び親族が所有する土地はなく、市街化調整区域内の農用地区域外の土地についても、現在両親宅として利用している土地や条件に即さない土地であるため、代替地は見つからなかった。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

北側に道があり、東側に水路及び道が接している。申請地の4辺のうち2辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、
申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、
工事完了から48年経過している。
県営ほ場整備事業（三井堰地区）
工事完了公告：昭和50年8月12日

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、
地域計画実策定地

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、
農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、
都市計画法許可見込みです。
建築基準法許可見込みです。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

以上で、1番、2番の説明を終わります。

○議長 ただいま1番、2番の説明がありました。
 何か、ご質問、ご意見はございませんか。
 （発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようですので、本件については原案どおり処理することに、ご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番、2番については農業委員会として異議なしとして処理することに決定いたします。

○議長 次に、3番、4番について、産業創造課から内容説明をお願いいたします

す。

○産業 3 番、4 番説明
申請番号 3 番についてです。

申請者は、○○ ○○
申請地は、葉多町○○○○○○ (○○㎡)、○○○○ (○○㎡)、贈与による取得にて利用となっております。
利用目的は、住宅の一部（無断転用）、

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出者の父 (○○○○) が住居を新築した際 (○○○年頃) に、申請地の一部が宅地の進入路として使用されている状態であった。

自宅敷地沿道道路の拡幅工事に伴う境界確定の際、現況に即した境界点となっていないことが発覚した。

このような状況から、農業委員会事務局より無断転用の状態を是正するよう指導されており、これを機に現況を合わせたく本申請を行うことになった。

土地に必要な条件

・必要面積○○㎡ (無断転用面積)

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

周囲が農振白地に接し、縁辺部に位置し農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8 年を経過していること。」

につきましては、
未整備地です。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」
につきましては、
地域計画実策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」
につきましては、
農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」
につきましては、
都市計画法の対象外です。
建築基準法の対象外です。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

次に、申請番号4番です。

申請者は、〇〇 〇〇
申請地は、新部町〇〇〇〇〇〇 (〇〇㎡)、自己所有地、
利用目的は、住宅（現状倉庫として使用）（無断転用）

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」
につきましては、

本件申請地上の建物は昭和〇〇年頃に建築されており、届出者の父（〇〇〇〇）の住宅として利用されており、現在は倉庫として使用されている。申請者への相続は昭和〇〇年に行われたが、現在まで土地の一部が農地であることに気が付かなかった。申請地上には建物がコンクリート舗装工事や上下水道の配管も通っているため、農地に戻すことは難しい。

今回、小野市農業委員会事務局より無断転用の状況を是正するよう指摘され、これを機に現況に合わせたく本申請を行うことになった。

土地に必要な条件
必要面積〇〇㎡（無断転用面積）

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」
につきましては、
周囲が農振白地に接し、縁辺部に位置し農用地の集団性を損なうもので

はないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

未整備地です。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法ともに許可不要とのことです。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

○議長 ただいま3番、4番の説明がありました。
 何か、ご質問、ご意見はございませんか。
 (発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようですので、本件については原案どおり処理することに、ご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番については農業委員会と

なうものでないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

未整備地です。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法ともに許可不要とのことです。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

次に、申請番号6番です。

申請者は、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

申請地は、檜山町〇〇〇〇〇〇、使用貸借による利用（地権者は親族）となっております。

利用目的は、分家住宅です。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出者夫婦（〇〇〇月婚姻）は現在、〇〇市の賃貸アパートに居住しており、近い将来に子を授かり、その子育てを考えると手狭である。

また、将来的には祖父母（祖父：〇〇歳、祖母：〇歳）、両親（父：〇歳、母：〇〇歳）の介護等が必要になることを考え、できる限り両親の家から距離が近い土地に住宅を構えることとした。

土地に必要な条件

必要面積 〇〇〇〇㎡

一般住宅 1階 65.42 ㎡・2階 49.68 ㎡

デッキスペース 22.75 ㎡

露天駐車場 52 ㎡（18 ㎡×2、16 ㎡×1）

庭部分 357.98 ㎡

祖父母および両親の住宅から近い（約 100m以内）土地

上下水道の引き込みが可能な土地

幅員 4 メートル以上の道路に接する、または出入り可能な土地

※本件土地には、南側の公道から両親の自宅敷地（〇〇番〇）の一部を通行し出入りする。

以上の条件下で用地を探した結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

北側に川があり、南側に両親の住宅地が接している。申請地の 4 辺のうち 2 辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

自然浸透及び建物周りは雨水枡を設置し東側側溝へ排水する。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8 年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から３６年経過している。
土地改良総合整備事業（檜山南地区）
工事完了公告日：昭和６３年３月２９日

「６ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」
につきましては、
地域計画未策定地です。

「７ 農業委員会事務局の意見」
につきましては、
農地転用許可見込みです。

「８ 加東土木事務所の意見」
につきましては、
都市計画法は許可見込みです。
建築基準法は許可見込みです。

以上のことから、除外６要件を満たすものとするものであります。

次に、申請番号７番です。

申請者は、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇
申請地は、檜山町〇〇〇〇〇〇、使用貸借による利用（地権者は親族）
となっております。
利用目的は、住宅（無断転用）

除外の要件、

「１ 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」
につきましては、

届出者夫婦が平成〇〇年に居宅を新築した際に、申請地の一部が宅地の
擁壁、管理用敷地として使用されている状態であった。

長男夫婦が同申請地に住宅を建築する計画で、農用地利用計画の変更手
続きを進めていたところ発覚した。当時の測量に不備が生じ、建築位置が
北にずれたと推測される。

長男夫婦の申請に支障をきたさないため、また、農業委員会事務局より
無断転用の状態を是正するよう指摘されており、これを機に現況に合わせ
たく本申請を行うことになった。

「２ 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」
につきましては、

周辺が農振白地に接し、縁辺部に位置し農用地の集団性を損なうものではないと認められている。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から36年経過している。

土地改良総合整備事業（檜山南地区）

工事完了公告日：昭和63年3月29日

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法共に法の対象外です。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

○議長 ただいま5番、6番、7番の説明がありました。
 何か、ご質問、ご意見はございませんか。
 （発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようですので、本件については原案どおり処理することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番、6番、7番については農業委員会として異議なしとして処理することに決定いたします。

○議長 次に、8番、9番について、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 8番、9番番説明
申請番号8番についてです。

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請地は、復井町〇〇〇〇〇〇、贈与による取得にて利用となっております。

利用目的は、上下水道工事に伴う資材・重機・残土置場及び露天駐車場

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

申請者の経営する法人は、平成13年2月に設立され、水道工事や土木工事の事業を行っている。現在、小野市役所をはじめ、公共下水道工事を施工しており、本年も北丘町で約1kmの市道埋設管工事と民間の宅地造成工事を並行して施行している。現在の資材置場ではスペースが不足している。

今後、従業員も新たに採用し、事業を拡大することも考えているが、現状用地のみでは非現実的である。

従って、事業拡大のため、早急に資材置場等を確保する必要がある。

土地に必要な条件

必要面積〇〇〇〇㎡

ダンプ3台63㎡、従業員用駐車スペース4台60㎡、掘削残土置場100㎡、仮設ハウス・トイレ(資材)100㎡、上下水道資材置場100㎡、砂置場リサイクル碎石置場140㎡、自動車回転広場436㎡

大型ダンプの出入りが容易であること。

事務所の近隣に位置し、現資材置場と近接していること。

以上の条件下で、農用地区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

東側に道があり、南側に現資材置場である除外地が接している。申請地

の4辺のうち2辺が除外地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

許可後は外周の3方に擁壁を設置し、隣接水路には畦畔を築造し水利に支障をきたさないようにする。

既設の資材置場と床板（L=4.0m、厚さ20cm）を設置し、一体利用する。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から31年経過している。

用水対策事業（河合北部第2工区）

工事完了：平成4年9月8日

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法ともに法の対象外です。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

次に、申請番号9番です。

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請地は、菅田町〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇m²)、菅田町〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇m²) (宅地)、売買による取得にて利用となっております。

利用目的は、露天駐車場及び大型トラック回転スペース・鉄骨資材置場・鉄骨加工完成品置場

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出会社は鉄骨加工会社であり、工事は新部町 274-103 にある。現在、阪神方面への納品が多くなり、現状の工場用地のみでは、鉄骨資材置場や鉄骨完成品置場が手狭になっており、安全性が非常に欠ける中で稼働している状態である。

また、従業員・来客用のスペースと、トラックの転回スペースも不足しており、大型車の出入りが難しい状態で安全性に欠ける。

今後、従業員も新たに採用し、事業を拡大することも考えているが、現状用地のみでは非現実的である。

従って、事業拡大と安全性確保のため、早急に資材置場等を確保する必要がある。

土地に必要な条件

必要面積〇〇〇〇m²

休憩・事務所 190 m²、従業員乗用車・社用車転回スペース 290 m²、鉄骨端材置場 60 m²、駐車スペース普通車 6 台・大型車 2 台 144 m²、大型トラック回転スペース 360 m²、鉄骨資材置場 260 m²、鉄骨加工完成品置場 140 m²

大型トラックの出入りが容易であること。

工場からの搬入搬出が容易であること。

※工場から距離はあるが、工場前の道路を東側へ直進することで、申請地に到着するため、利便性は良い。

以上の条件下で、農用地区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

申請地の 4 辺の全てが除外地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地

である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から38年経過している。

経営ほ場整備事業（小野東土地改良区）

工事完了公告日：昭和61年

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法ともに法の対象外です。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

○議長 ただいま8番、9番の説明がありました。
 何か、ご質問、ご意見はございませんか。
 （発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようですので、本件については原案どおり処理することに、ご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番、9番については農業委員会として異議なしとして処理することに決定いたします。

○議長 次に、10番、11番について、産業創造課から内容説明をお願いいた

します。

○産業 10番、11番番説明
申請番号10番についてです。

申請者は、○○○○○○○○○○

申請地は、万勝寺町○○○○○○ (○○○○m²)、○○○○ (○○○○m²)、○○○○ (○○○○m²)、売買による取得にて利用となっております。

利用目的は、物流倉庫 (5棟)、管理棟 (1棟)、荷捌き/転回場、道路施設用地、駐車場用地、建物用地、緑地調整池、開発緑地、残地緑地その他

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

本申請会社は申請地近隣にて物流関連施設を順次建設・運用し、最大物流一大拠点として発展しているところであるが、近年の物流需要の増加により既存施設の許容量を上回る物流の勢いに苦慮している。

物流事業を継続発展させるため、また、事業規模的に短期間に供用できるものではないため、大型物流倉庫建築の用地確保は喫急の課題であり、当該申請地の確保には緊急性があるものと判断した。

土地に必要な条件

必要面積 ○○○○m²

物流倉庫 (5棟)	倉庫 1	1,500 m ²	倉庫 2	5,940 m ²
	倉庫 3	7,425 m ²	倉庫 4	8,910 m ²
	倉庫 5	3,000 m ²		
管理棟 (1棟)		99 m ²		
荷捌き/転回場		25,776 m ²		
道路施設用地		16,560 m ² (構外 6,359 m ² 構内 10,201 m ²)		
駐車場用地		7,007 m ²		
建物用地		26,874 m ²		
調整池		3,062 m ²		
開発緑地		24,350 m ²		
残地緑地その他		40,240 m ²		

既存物流拠点の近接地であること。

大型物流倉庫を数棟建築するための平坦な土地と、大型車両が通行できる片道一車線以上の幅がある道路に接道すること。

トラック等の車両及び荷役車両が往来することを考慮し、付近に民家が隣接しない位置である。

電気の引き込み、上下水道の接続は可能である。

以上の条件下で、農用地区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つからなかった。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

丘陵地であり、なおかつ周囲は大部分が森林で囲まれており、周辺農地への影響はない。雨水・排水処理、土砂流出対策などについては、兵庫県開発法令基準に従う。洪水調整池を予定している。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

周囲の大部分が森林に囲まれており、周辺農地・営農に影響はない。
兵庫県開発法令基準に従い適切に処理し、農道・農業用排水路施設に支障を及ぼさないようにする。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

未整備地です。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みです。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法は許可見込みです。

建築基準法は許可見込みです。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

今回の申請地について、倉庫までの道路について、既設の「栄橋」を通

る計画となっておりますが、大型トラックなどが通る設計となっていないため、小野市の道路河川課より事前協議の段階で、今後の開発において、「栄橋」の取り扱いであるとか、開発する道路の取り扱いになどについて、方向性が決まっていなところがあることが指摘されているところであり、小野市関係部署との協議の中で、8月23日（金）までに先方から方向性（結論）を報告いただくこととなっております。

そして、上記期限までに結論が出ない場合は、今回の申請は取り下げさせていただくことになりますことを付け加えさせていただきます。

次に、申請番号11番です。

申請者は、姫路河川国道事務所長（〇〇〇〇）、小野市長（〇〇 〇）

申請地は、高田町〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇㎡）、〇〇〇〇（〇〇〇〇㎡）、〇〇〇〇（〇〇〇〇㎡）、3筆について売買による取得にて利用となっております。

利用目的は、国と小野市の共同事業で、防災ステーション、防災公園、駐車場、ヘリポート、資材置場、作業ヤードを整備します。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

近年の気候変動により雨量が増加しており、災害対応の必要性・緊急性は非常に高まっている。そのような中で、加古川中流域において破堤などの大規模災害が発生した際、現状は下流域の加古川河川防災ステーションのみで全流域を対応しているが、災害発生時の迅速な対応を図るためには中流域で新たな拠点整備が必要である。この防災ステーションは災害時に水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄し、資材の搬入出やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保している。

洪水時には、小野市が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となる。

また、平常時には、地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活躍される施設となる。

土地に必要な条件

必要面積 〇〇〇〇㎡

・水防拠点 500 ㎡、防災公園 510 ㎡

駐車場エリア 2,300 ㎡、ヘリポート 900 ㎡

資機材エリア 1,000 ㎡、作業ヤード 500 ㎡

その他外周法面や侵入防止フェンス等 2,000 ㎡

※申請地3筆の合計地積は7,328 ㎡であり、上記必要面積に対して不足する382 ㎡は隣接する建設省名義の土地（河川区域）を使用して補う

ものとする。

- ・両岸の破堤に素早く対応できる橋詰を基本とする。
- ・防災経路としてのアクセス性に優れた幹線道路に面している箇所
- ・ヘリコプター離着陸を想定し、付近に家屋がない箇所

また、栗田橋、新大河橋、大門橋付近を候補地とし、必要条件のもと比較した結果、候補箇所として大きな課題がなく、アクセス性の高い新大河橋の橋詰を選定することとした。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

申請地は道路に囲まれており、4 辺すべてが農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められる。

法面には植栽などを施工し、周囲にはU字溝を設置することにより、隣接農地や農業用排水路への土砂を防止する。家庭雑排水は、公共下水道に接続し放流する。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

管理者の許可を得て、排水路をボックスカルバートに変更を行い、進入路として利用する。除外後も引き続き従前と同様の機能を確保する。

「5 土地改良事業の完了後、8 年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から23年経過している。

県営ほ場整備事業（小野西地区）

工事完了公告日：平成13年6月5日

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

公共事業のため許可不要です。

「8 加東土木事務所の意見」
につきましては、
都市計画法は許可見込みです。
建築基準法は許可見込みです。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

○議長 ただいま10番、11番の説明がありました。
何か、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようですので、本件については原案どおり処理する
ことに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番、11番については農業委員
会として異議なしとして処理することに決定いたします。

○議長 以上で、議案第21号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意
見について」に関する審議は終了しました。

（産業創造課職員 退席）

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から4を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 11ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

（証明期間 令和6年7月1日～令和6年7月31日）

令和6年8月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

（1）農家証明 番号1 住所 西脇町〇〇 氏名 〇〇 〇〇
使用目的 農業用倉庫

農家証明につきましては合計3件、使用目的は農業用倉庫が2件、
農業者用住宅が1件です。

(2) 耕作証明 番号1 住所 鹿野町〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇
使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計4件、使用目的は軽油免税申請が3件、1件につきましては3条耕作証明を神戸市農業委員会へ提出する案件です。

続きまして、12ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第4条第6項第1号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年7月1日～令和6年7月31日)

令和6年8月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 神戸市西区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 物件の表示 所在地 黒川町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、同じく、黒川町〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、合計2筆、合計面積〇〇㎡、摘要といたしまして、共同住宅用地、令和6年7月9日受理、農地法4条第6項による届出は合計1件で、2筆、面積は〇〇㎡です。

続きまして、13ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年7月1日～令和6年7月31日)

令和6年8月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人(借人) 敷地町〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 譲渡人(貸人) 大阪市住吉区〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇(持分2分の1) 〇〇 〇〇、黒川町〇〇〇〇(持分2分の1) 〇〇 〇〇 物件の表示 所在地 黒川町〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、摘要といたしまして、宅地分譲、所有権移転、令和6年7月8日受理、農地法5条第1項による届出は合計1件で、1筆、面積は〇〇㎡です。

引き続きまして、14ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年7月1日～令和6年7月31日)

令和6年8月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 神戸市北区〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人(被相続人) 神戸市北区〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示所在地 菅田町〇〇〇〇〇〇、地目田、面積〇〇㎡、摘要といたしまして、相続による所有権取得、令和6年7月2日受理、

農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計4件、17筆、17,842㎡で、全て相続による所有権取得となります。

以上です。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもちまして、第4回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年8月30日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員1番

議事録署名委員3番